

議案第三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「千三百二十円」を「千三百五十九円」に、「六百六十円」を「六百七十九円」に改め、同条第二号中「千円以内」を「千三十円以内」に、「三千円以内」を「三千九十円以内」に、「一万五千円以内」を「一万五千四百五十円以内」に、「二万円以内」を「二万六百元以内」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。